令和元年(あ)第1987号 公務執行妨害被告事件 令和2年1月31日 第三小法廷判決

主

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

職権により調査すると、記録によれば、原審の公判審理に関与していない裁判官が原審の判決書に判決をした裁判官として署名押印したことが認められる。そうすると、原審の公判審理に関与していない裁判官が原判決に関与したこととなり、これは判決に影響を及ぼすべき法令の違反であって、かつ、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから、当事者双方の意見を聴いた上、刑訴法41号、413条本文により、原判決を破棄し、本件を原裁判所に差し戻すのが相当である。

なお、上記のような原判決を破棄すべき事由の性質、本件被告事件の内容、審理 経過等に鑑みると、本件について、上告裁判所が原判決を破棄して事件を原裁判所 に差し戻す旨の判決をするに当たり、刑訴法408条の趣旨に照らし、必ずしも口 頭弁論を経ることを要しないというべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 宮崎裕子 裁判官 戸倉三郎 裁判官 林 景一 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴)